

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

MMC テクニカルサービス株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 5年間
2. 内容

目標 1：男性社員の育児休業や、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 元年 7月～ 育児の公的制度やサービスを妊娠から復帰までステージごとに分かりやすく紹介された特設サイトを作成し、周知する
- 令和 2年 5月～ パンフレットを作成の上、対象社員を洗い出し配布する

目標 2：年次有給休暇の取得を促進するための制度の周知を行う。

<対策>

- 令和 3年 1月～ 社内公簡にて制度の周知をする
- 令和 3年 2月～ 取得状況を確認する
- 令和 3年 2月～ 社内公簡にて昨年度取得率と制度の周知を行うと共に積極的に取得するよう依頼を行う